

1. 部局運営に関する細則

第1条 目的

本細則は、各部局が業務を分担し実務を執行することで、理事会の意志決定ならびに議事運営の円滑化を図ることを目的とする。

第2条 部局名

第1条の目的を達成するために、定款第46条にある9つの部局を設ける。

- ①総務部 ②財務部 ③競技部 ④強化部 ⑤育成部 ⑥渉外部 ⑦広報部
- ⑧審判部 ⑨医科学部

第3条 業務分担

各部局が分担する業務範囲ならびに業務運営の責任者は、次のとおりとする。

1. 総務部（部長1名・副部長若干名）

- (1) 会議の総括
- (2) 庁務に関する事項
- (3) 他の部局に属さない諸々に事項

2. 財務部（部長1名・副部長若干名）

- (1) 予算及び決算の総括（総合・部局・事業別）
- (2) 金銭の出納報告

3. 競技部（部長1名・副部長若干名）

- (1) 各大会の競技要項の立案
- (2) 各大会の競技会場の確保ならびに日程の調整、さらに大会の運営と管理
- (3) チームならびに選手登録の資格審査
- (4) 各大会における出場者のしかくしんさ

4. 強化部（部長1名・副部長若干名）

- (1) チームの強化を目的とする講習会や研修会の企画に関する立案と実施
- (2) 選抜チームの編成（スタッフを含む）ならびに、上部団体が編成するチームの選手選考

5. 育成部（部長1名・副部長若干名）

- (1) 選手ならびに指導者の育成を目的とする講習会や研修会の企画に関する立案と実施
- (2) フレッシュマンキャンプやビッグマンキャンプ参加する選手の選考ならびに、その企画に関する立案と実施

6. 渉外部（部長1名・副部長若干名）

- (1) 渉外に関する業務
- (2) 大会プログラムの作成

7. 広報部（部長1名・副部長若干名）

- (1) 報道機関との関係に関する事項
- (2) 印刷物の発行
- (3) 広報の渉外に関する事項
- (4) 競技記録（各大会名及び開催年度）の管理・編集・保管ならびに編集記録の配布

8. 審判部（部長1名・副部長若干名）

- (1) 審判講習会の立案と実施
- (2) オフィシャル講習会の立案と実施
- (3) 各大会の審判員の割当と依頼の連絡
- (4) 各大会の審判員の推薦や指名、ならびにはけん

9. 医科学部（部長1名・副部長若干名）

- (1) 安全講習会の立案と実施
- (2) トレーナー講習会の立案と実施
- (3) フィジカル測定の実施とそのフィードバックに関する立案と実施

第4条 改 廃

この細則の改廃を行う場合は、理事会で出席者の過半数の賛成を必要とする。

附 則

この細則は、平成29年4月10日に成立し、平成29年6月25日より施行する。

2. 登録および競技会に関する細則

第1条 目的

本細則は、全日本大学バスケットボール連盟規約に準じ、本連盟定款に基づいて、加盟大学のチームならびに選手の登録および競技会に関する事項を定めることを目的とする。

第2条 チームの登録

1. チームの登録は、原則として1加盟大学につき1チームとする。
2. 同一学校法人の大学であっても、次に示す場合はそれぞれ個々に登録することができる。
 - (1) 4年制大学と短期大学
 - (2) 分校
 - (3) 医学部
 - (4) 薬学部
 - (5) 歯学部
 - (6) 獣医学部
3. 同一学校法人における4年制大学と短期大学については、その数だけチーム登録が可能である。但し、選手は複数の大学に重複して登録することはできない、いずれか1つの大学のみの登録とする。
4. 国公私立大学で統廃合が行われた場合、チームおよび選手の登録に関する変更等は、4年間を限度として、猶予期間を設ける。
当該事例で変更の必要が生じた場合は、次の手順で承認を得なければならない。
 - (1) 競技部における審査 (削除: 常任理事会における審査)
 - (2) 理事会における承認

第3条 登録手続

本連盟に加盟している大学男子バスケットボール部は、次に定める手順に従って登録を行わなければならない。

1. 加盟大学は、毎年所在地の各都道府県学生連盟を経由し「(公財)日本バスケットボール協会」に加盟料と個人登録料を添えて登録の手続きをする。(インターネットを使用して登録をする)
2. 加盟大学は、毎年本連盟の指定用紙に所属選手の名前を記載し、選手登録の手続きを行わねばならない。なお、この手続きには「(公財)日本バスケットボール協会」への加盟登録および個人登録の写しの添付が必要である。

第4条 選手の資格

1. 本連盟が主催する競技会に出場できる選手は、全日本大学バスケットボール連盟の「3. 登録に関する細則」に準じ、各大学に学籍を有すること。
同時に、当該大学のバスケットボール部部長が部員であることを認めた者に限る。

2. 加盟大学が登録できる選手および主務は、当該大学の在籍学生でなければならない。

但し、通信制の大学に在籍する学生は、登録できない。

第5条 資格審査

理事会は、本規則および「(公財)日本体育協会スポーツ憲章」に基づき、選手資格に疑義が生じた場合はこれを審査し、その審査結果を各大学に通知する。

第6条 選手の登録

1. 選手およびチームの責任者は、同年度に2つ以上のチームに登録することはできない。(二重登録の禁止)

2. チームおよび選手の登録用紙には、次の事項が記載されていなければならない。

(1) チーム名ならびにその所在地・電話番号

(2) チームの責任者の氏名ならびにその住所・電話番号・メールアドレス

(3) 主務の氏名ならびにその住所・電話番号・メールアドレス

(4) 選手の氏名、JBA登録番号、所属学部(学群)名、学年、出身高校名、登録回数等。

3. 選手の移動や追加登録については、各大会規定の日時までに所定の手続きを行い、競技部長の承認を得なければならない。

4. 本戦リーグと育成リーグ(Dリーグ)間の移動についても、前項3と同じとする。

5. 外国人学生の登録は次の通りとする。

(1) 外国人学生は登録の際、当該大学にその大学の修業年限を履修する目的で入学した旨を証明する所属大学責任者の証明書を添付すること。

(2) 外国人選手の登録は「(公財)日本バスケットボール協会」の「登録規定」に準じ、別途「外国人選手に関する細則」の定めるところに依る。

第7条 登録抹消

当該年度の登録を抹消するには、本連盟指定の申請用紙に必要事項を記入の上提出し、競技部の承認を受けなければならない。

提出期限は、当該年度における本連盟主催の競技会(関東大学バスケットボール選手権大会)開催日前日までに登録抹消が承認された場合は、登録回数は中断する。

その後に登録を抹消しても登録回数は継続される。

第8条 登録回数の限度

1. 選手として登録できる回数は、4年制大学の場合は4回とする。

但し、短期大学は2回、医学部、歯学部、獣医学部、6年制薬学部においては、6回とする。

2. 既に登録歴がある選手が、学籍の移動、新たな入学、編入学、留学等をした場合は、登録歴の回数に継続させるものとする。

また、外国の大学で登録していた場合も登録歴の回数に継続させるものとする。

3. 学生が留年した場合の登録回数については、その理由がナショナルチームとしての選手活動によるものであったときに限り、その活動報告書を事前に理事会へ提出し、理事会の承

認を経てから登録の手続きをすること。

第9条 競技会

本連盟は、次の競技会を開催する。

1. 春季選手権大会(トーナメント)
2. 秋季選手権大会(リーグ戦)
3. 新人による選手権大会(新人戦)
4. 3by3選手権大会(3by3)
5. 育成選手によるリーグ戦[デベロップメントリーグ(Dリーグ・育成リーグ)]
6. その他、本連盟の目的に基づく競技会

第10条 連盟競技会の優先

本連盟が主催する競技会の開催日には、本連盟加盟大学以外のチームと試合をすることはできない。

但し、理事会の承認を得た場合はこの限りではない。

第11条 チームおよび選手の選抜

理事会は、国内および国外のバスケットボールチームとの交流試合、ならびに海外への遠征試合に参加する本連盟の代表チームおよび選手を決定する。

但し、理事長は理事会の承認を得たうえで競技部または強化部にその選考を委ね、各部からの選考過程の報告により決定することができる。

第12条 競技会開催時における大会要項の厳守

本連盟が主催する競技会の大会要項に記載している事項を守らなければならない。

また、規約・細則・大会要項上違反のある選手が出場した場合は、試合後に没収試合が宣告される場合がある。また、その大学に罰則が与えられることもある。

第13条 改廃

この細則の改廃は理事会の出席者の過半数の賛成を必要とする。

附 則 この細則は、平成29年4月10日に成立し、平成29年6月25日より施行する。

3.外国人選手に関する細則

第1条 目的

この細則を設けた目的は、国際交流の活性化に鑑み、外国人学生選手(以下外国人選手といふ)に関する事項をまとめることにより、外国人選手に対する対応を円滑且つ正確に行うためである。

第2条 外国人選手の定義

- (1) 外国人選手とは、日本国籍を取得せずに日本の大学に入学した選手をいう。
- (2) 「教育基本法」ならびに「学校教育法」で定める日本国内の学校で、小学校教育および中学校教育・中等教育学校の前期部分(義務教育)を修了した者は、日本国籍を有する選手と同等とみなす。

第3条 外国人選手の登録

1. 外国人選手は、在籍する大学において単位を履修する目的で修学していなければならない。
 - (1) 外国人選手は、学部に在籍する学生でなければならない。
なお、短期留学生、交換留学生、語学研修生、聴講生、研究生、通信制の大学に在籍する学生、専攻科に在籍する学生、※学士入学・学士編入学をした学生等は、認められない。
※学士入学とはすでに海外・国内の大学を学士卒業し1年次より入学する者
また、学士編入学とはすでに海外・国内の大学を学士卒業し2年～3年次へ編入する者
 - (2) 外国人選手を登録する場合、JBA登録前に所属大学は所定の用紙に次の書類を添付し総務部・競技部の審査を受けなければならない。
 - ①大学の入学許可書および在籍証明書、学生証のコピー。
 - ②パスポート(顔写真のページ)および留学ビザの年月日が記入してあるページのコピー。
 - ③国籍を有する国または最後に所属していた外国のチームの加盟するバスケットボール協会のLOC(競技許可証・移籍証明書のこと、高等学校・大学)
 - ④過去にいずれの国においても競技歴のない選手の場合は本連盟が規定する宣誓書を提出すること。
- (3) 申請期間は3月1日～4月15日および8月1日～9月15日までとし、審査終了後各大学に通知するものとする。 審査承認後、JBAへの登録手続きをすること。
2. 日本の高等学校を卒業し、続いて大学に入学した外国人選手は、その高等学校の卒業証明書および大学の在籍証明書を提出することで上記(2)の書類に替えることができる。
3. 同大学・同学部(同学群)での2年次以降の継続登録必要書類については、第3条1, 2共に第3条(2)の書類のうち①大学の在籍証明書または新学年の学生証のコピーのみとする。
4. 第3条(2)について、パスポート・留学ビザの更新があるときは第3条1, 2共に更新したパスポート(顔写真のページ)および留学ビザの年月日が記入してあるページのコピーを

提出すること。

第4条 外国人選手の登録回数

外国人選手の登録回数は「登録および競技会に関する細則」「第8条、登録回数の限度」の通りとする。なお、外国の大学で登録した回数は継続されるものとする。

第5条 外国人選手の競技資格

1. 登録・当日エントリーにおいては、人數に制限は設けない。
2. 競技中、同時にプレーできる外国人選手は1名とする。(オンザコート1)
但し、第2条(2)に該当する選手は、除外される。

第6条 改廃

この細則の改廃は理事会の出席者の過半数の賛成を必要とする。

附 則 この細則は、平成29年4月10日に成立し、平成29年6月25日より施行する。

4. 選手・スタッフ資格に関する細則

第1条 目的

一般社団法人 関東大学バスケットボール連盟(以下「本連盟」という)は、
「(公財)日本体育協会スポーツ憲章」に基づき、バスケットボール競技の健全な普及ならびに
発展を図るために、本連盟に登録する選手(以下「選手」という)の選手資格および
チームスタッフ(以下「スタッフ」という)の資格に関する細則を制定する。

また、本連盟ならびに本連盟に加盟する団体が主催する大会(以下「大会」という)に関しては、
本細則の規定が優先される。

但し、第6条以外の法律違反等については、行政および各チームの所属する大学の罰則に
委ねるものとする。

第2条 スポーツマンシップ

1. スポーツとしてバスケットボールを愛し、フェアプレーの精神とマナーを尊び、バスケットボールの向上と発展に自ら貢献しようとする意志を持つこと。
2. 善良な市民、健全な学生としての品格を保ち、学生の本分である学業をおろそかにしては
いけない。
3. 選手およびスタッフは、暴力、各種のハラスメントならびにドーピング等(薬物の乱用など)
の行為を行ってはならない。

第3条 選手およびスタッフの定義

本連盟の登録に関する細則を厳守することを条件に登録をした選手およびスタッフを、
本規定に従う選手およびスタッフとする。

第4条 選手およびスタッフの資格

選手は、本連盟の公式戦ならびに本連盟に加盟する団体が主催する大会に
出場することができる。

第5条 選手およびスタッフの倫理規定

選手およびスタッフは、健全なバスケットボールプレーヤーおよびスタッフとして品格を保つ必要
があり、大会に関しては、次に示す事項を禁止事項として厳守しなければならない。

1. タトゥーを体に施すこと。
2. 頭髪の色を黒以外に染めること。
3. ピアスを装着した状態で大会に出場すること。
4. スタッフは常識ある服装・アクセサリーをし、身だしなみ等に注意して品格を保つこと。

第6条 規定に関する違反の範囲

次に示す事項に該当することが判明した場合は、選手およびスタッフが違反をしたことを理事会に

報告する。理事会は「罰則規定に関する細則」に従い審議を経て処分を決定する。

1. 第2条に示すスポーツマンシップに違反した場合。
2. 本連盟ならびに本連盟に加盟する団体が、参加を認めない大会に参加し、かつ出場した場合。
3. 第5条の倫理規定に抵触した場合。

第9条 改 廃

この細則の改廃を行う場合は、理事会で出席者の過半数の賛成を必要とする。

附 則 この細則は、平成29年4月10日に成立し、平成29年6月25日に施行する。

5.罰則規定に関する細則

第1条 目的

一般社団法人 関東大学バスケットボール連盟(以下「本連盟」という)は、バスケットボール競技の健全な普及ならびに発展を図るために、本連盟が主催する公式試合(以下「公式戦」という)で、規約に違反した選手およびチームスタッフ(以下スタッフという)ならびにチームに対する罰則の細則を定める。

第2条 罰則の対象となる行為

公式戦において、次に示す行為を行った場合は、罰則を受ける対象の行為とみなされる。

罰則の対象となる行為と認められた場合は、その事実が理事会に報告され、理事長は処罰検討委員会を設置し、その調査・報告を受けて、理事会での審議を経て罰則を決定する。

- 1.「選手・スタッフ資格に関する細則」第6条に違反した場合。
2. 選手およびスタッフならびにチーム関係者(同大学生・応援者)が、自チームおよび相手チームの選手・スタッフならびに審判員に対して行う身体接触を伴う抗議、著しい挑発行為、公然の名誉毀損となる行為、乱暴な行為、暴行、脅迫ならびにそれらに類する行為。
3. 選手およびスタッフならびにチーム関係者(同大学生・応援者)が行った差別的・侮辱的行為。
4. 選手およびスタッフならびにチーム関係者(同大学生・応援者)が行った定款、細則および大会要項に関する違反行為。
5. 選手およびスタッフならびにチーム関係者(同大学生・応援者)が行った本連盟・役員に対する侮辱的行為。

第3条 罰則の内容

(1)第2条に該当する行為が認められた場合の選手およびスタッフへの罰則は、次に示す通りである。

1. 除名 登録の永久禁止。
2. 6年以下の期間を定めた登録停止。
3. 1年以下の期間を定めた公式戦への出場停止。
4. 公的職務の停止・禁止・解任 当連盟における一切の公的職務を一定期間、無期限または永久的に停止し、禁止し、または解任する。
5. 賞の返還 当該大会の賞として獲得したすべてのもの(賞状・トロフィー・記念品)を返還させる。
6. けん責 始末書を取り、将来を戒める。
7. 戒告 口頭による注意。

(2)第2条に該当する行為が認められた場合のチームへの罰則は、次に示す通りである。

1. 除名 登録の永久禁止。
2. 6年以下の期間を定めた登録停止。
3. 最下部への降格。

4. 1つ下の部への降格。
5. 特定の公式戦への出場停止。
6. 試合の没収 得点を0対20として試合を没収する。
7. 得点又は勝ち数の無効・減算。
8. 試合結果の無効。(事情により再戦を命ずることもある)
9. 賞の返還 当該大会の賞として獲得したすべてのもの(賞状・トロフィー・記念品)を返還させる。
10. けん責 始末書を取り、将来を戒める。
11. 戒告 口頭による注意。

第4条 処罰検討委員会

1. 処罰検討委員会は理事長が指名した委員長、各部部長、学生委員長ならびに理事長が指名した第三者委員数名により構成される。
2. 処罰検討委員会の委員構成は第三者が本連盟委員を上回る構成比とする。
3. 第3条の処分を行うに際し、処罰検討委員長は処罰検討委員会を招集し、処分の是非および処分の内容について審議したうえで、処分案を理事会に答申しなければならない。
4. 理事会は、処罰検討委員会の答申に基づき、審議を経たうえで処分の内容を決定する。
5. 理事長または総務部長または競技部長は、選手が所属する大学の部長に対して、処分の内容を文書または口頭で伝達する。
6. 処罰検討委員会における審議の内容は、議事録として記録される。

第5条 管理監督関係者の加重

部長・監督・ヘッドコーチ等の管理監督関係者が違反行為を行った場合には、その違反行為について定められた罰則の2倍以下の範囲において、罰則を加重することができる。

第6条 酌量軽減

違反行為が行われた場合でも、その情状において酌量すべき事情がある場合は、その罰則を軽減することができる。

第7条 他者を利用した違反行為に対する罰則

他のものをして違反行為を負わせたチーム、選手およびスタッフならびにチーム関係者(同大学生・応援者)には、自ら違反行為を行った場合と同様の罰則を科すものとする。

第8条 理事会決定の最終的拘束力および再審査請求

理事会の罰則に関する決定は最終的なものであり、全てのチーム、選手およびスタッフならびにチーム関係者(同大学生・応援者)はこれに拘束される。
但し罰則を受けた者は、十分な反証を有する場合に限り、罰則を受けた当事者への連絡後14日以内に、連盟の処罰検討委員会に対して申立書および証拠を提出し、再審査を請求することができる。

第9条 改 廃

この細則の改廃を行う場合は、理事会で出席者の過半数の賛成を必要とする。

附 則 この細則は、平成29年4月10日に成立し、平成29年6月25日より施行する。

6.財務及び会計細則

第1条 目的

本細則は、一般社団法人関東大学バスケットボール連盟（以下、本連盟）の定款第7章「財務及び会計」に則り、本連盟の金銭等を正確かつ円滑に執行するために設ける。

第2条 財務

本連盟の定款（以下、定款）第40条2項「連盟費」を以下の通り定める。

(1) 加盟費

加盟費は、理事会の加盟承認を得た日から15日以内に収めなければならない。
加盟費は、一般会計に充当する。
加盟費は、20,000円とする。

(2) 登録費

登録費は、公益財団法人日本バスケットボール協会（以下、JBA）の登録手続き「TeamJBA」に従がって納めなければならない。
登録費は、一般会計に充当する。
登録費は、15,000円とする。

(3) 参加費

参加費は、競技会（以下、大会）開催初日の15日前迄に納めなければならない。
参加費は、大会会計に充当する。
選手権大会（以下、トーナメント）参加費は、20,000円とする。
新人戦大会（以下、新人戦）参加費は、20,000円とする。
リーグ戦大会（以下、リーグ戦）参加費は、20,000円とする。

(4) 特別分担金

特別分担金は、大会開催初日の15日前迄に納めなければならない。
特別分担金は、大会会計に充当する。
トーナメントの特別分担金は、1部2部3部のチームは20,000円とし、4部以下のチームは4,000円とする。
新人戦の特別分担金は、本戦出場チームに限り8,000円とする。
新人戦で予選を勝ち上がり本戦に出場するチームは、特別分担金を本戦出場が決まった日の翌日から3日以内に納めなければならない。
リーグ戦の特別分担金は、1部のチームは90,000円、2部のチームは70,000円、3部のチームは70,000円、4部以下のチームは30,000円とする。

(5) 運営協力費

運営協力費は、原則としてリーグ戦の参加費および特別分担金払込期日までに学生役員の派遣がない1部2部3部のチームが支払うものとする。
運営協力費は、当該事業年度末日までに納めなければならない。
1部のチームは100,000円、2部のチームは80,000円、3部のチームは50,000円とする。
運営協力費は、期日までに派遣があっても当該事業年度の途中で派遣がなくなった場合は支払うものとする。ただし学生派遣状況及びチーム状況等を考慮し、理事会での承認を受けければ運営協力費の減額または支払いの免除をする事ができる。

(6) ホームページ運営費分担金

ホームページ運営費分担金は、当該事業年度の7月末日までに納めなければならない。
ホームページ運営費分担金は、1部2部3部のチームは15,000円とし、4部以上のチームは10,000円とする。

第3条 事業年度

事業年度は、定款第41条のとおり。

第4条 事業計画及び収支予算

- 1 事業計画及び収支予算は、当該年度初日から三ヶ月以内に理事会及び社員総会の議決を経るものとする。
- 2 各大会別の収支予算は、大会開催初日の前日までに理事会の議決を経るものとする。

第5条 事業報告及び収支決算

- 1 事業報告及び収支決算は、当該事業年度末日から三ヶ月以内に監事の監査を受けたうえで理事会の議決を経るものとする。
- 2 各大会別の収支決算は、大会最終日から三ヶ月以内に理事会の議決を経るものとする。

第6条 保管

- 1 決算書類原本は、定款第2条「主たる事務所」（以下、主たる事務所）で保管する。
- 2 電子媒体による決算書類は、財務部専用パソコン（PC）で保管する。
- 3 決算書類の原本の保管期間は、当該事業年度末日から5年間とする。財務部専用パソコン（PC）での決算データの保管期間は、当該事業年度末日から10年間とする。
- 4 決算書類（原本及び電子媒体）の廃棄は、監事立ち合いのもと財務部長が行う。

第7条 閲覧

- 1 理事および社員は、決算書類（原本及び電子媒体）の閲覧をすることができる。
- 2 決算書類の閲覧は、主たる事務所内で行うものとする。

第8条 財務部の会議

- 1 財務部の会議は、会長・理事長・監事・財務部長の判断により、適時開催することができる。
- 2 財務部の会議では、財務伝票・納品書・請求書・領収書・通帳・現金等の照合ならびに予算と支出との対比を行う。

第9条 経理

- 1 一般会計経費は、加盟費・登録費・運営協力費・ホームページ運営費分担金・広告収入等をもって支弁する。強化費には、大会収益を支弁する事ができる。
- 2 大会会計経費は、参加費・特別分担金・大会収入（当日入場料、プログラム売上、広告収入、運営外収益、雑収入）等をもって支弁する。
- 3 役員本人に関わる費用は、原則として当該個人の支弁とする。
- 4 財務部長、財務副部長および財務担当学生役員は、収支予算に関わる支払いを行うことができる。
- 5 財務部長および財務副部長以外の理事が支払いを行う場合は、当該理事が立替払いを行い後日清算するものとする。

- 6 財務担当学生役員以外の学生役員が支払を行う場合は、財務部長または財務担当学生役員に「仮払い請求書」を提出したうえで支払いを行い、後日清算するものとする。
- 7 清算は、所定の財務伝票に必要事項を漏れなく記入し、請求書と領収書を添えて財務部長に提出するものとする。
- 8 請求書または領収書がない場合は、財務伝票への財務部長の署名押印による承認を必要とする。
- 9 収支予算に該当しない物品及びサービスを発注する場合は、事前に理事会の承認を経なければならない。
- 10 前項8の承認を経ないで、収支予算に該当しない物品及びサービスを発注した場合は、その支払いに関しては理由の如何を問わず当事者の支弁とする。

第10条 資産及び負債科目

1 資産科目およびその扱いを以下のとおりとする。

- (1) 普通預金
 - ・本連盟名義の銀行普通預金口座のことをいう。
 - ・普通預金口座は、必要に応じて複数作成することができる。ただし、会長および理事長の事前承認を受け、口座開設後は速やかに理事会に報告しなければならない。
 - ・普通預金口座の通帳およびカードは財務部長が所持する。ただし、必要に応じて財務副部長または財務担当学生役員が所持する事ができる。
 - ・普通預金通帳及びカードを所持する者は、財務部長が認める現金預け入れ、現金引き出し及び振り込みをすることができる。
 - ・普通預金口座の通帳及びカードを所持する者には、守秘義務及び管理責任が存在する。
 - ・普通預金口座の通帳及びカードを所持する者は、本連盟役員の請求があった場合、通帳およびカードを速やかに提出または提示しなければならない。
 - ・普通預金口座の届出印は原則として代表理事印とし、印は主たる事務所で保管する。
- (2) 定期預金
 - ・本連盟名義の銀行定期預金口座のことをいう。
 - ・定期預金口座は、必要に応じて複数作成することができる。ただし、会長および理事長の事前承認を受け、口座開設後は速やかに理事会に報告しなければならない。
 - ・定期預金口座への預け入れ及び解約は、事前に理事会の承認を受けなければならぬ。
 - ・定期預金口座の通帳は財務部長が所持する。
 - ・定期預金通帳を所持する者には、守秘義務及び管理責任が存在する。
 - ・定期預金口座の通帳を所持する者は、本連盟役員の請求があった場合は、通帳を速やかに提出または提示しなければならない。
 - ・普通預金口座の届出印は原則として代表理事印とし、印は主たる事務所で保管する。
- (3) 郵便貯金
 - ・本連盟名義の郵便貯金口座及び振替口座のことをいう。
 - ・郵便貯金口座及び振替口座は、必要に応じて複数作成することができる。ただし、会長および理事長の事前承認を受け、口座開設後は速やかに理事会に報告しなければならない。
 - ・郵便貯金口座及び振替口座の通帳及びカードは財務部長が所持する。ただし、必要に応じて財務副部長または財務担当学生役員が所持する事ができる。
 - ・郵便貯金口座及び振替口座の通帳及びカードを所持する者は、財務部長が認める現金預け入れ、現金引き出し及び振り込みをすることができる。
 - ・郵便貯金口座及び振替口座の通帳及びカードを所持する者には、守秘義務及び管理責任が存在する。
 - ・郵便貯金口座及び振替口座の通帳及びカードを所持する者は、本連盟役員の請求があつた場合は、通帳およびカードを速やかに提出または提示しなければならない。
 - ・郵便貯金及び振替口座の届出印は原則として代表理事印とし、印は主たる事務所で保管する。
- (4) 現金
 - ・本連盟が所持する国内外の通貨紙幣のことをいう。
 - ・現金は、原則として30日以上継続して所持してはならない。
- (5) 立替金
 - ・本連盟以外の費用で、本連盟が一時的に支払うもののことをいう。
 - ・立替金を支払う場合は、原則として事前に理事会の承認を経なければならない

- ・立替金は、原則として支払日から30日以内に清算しなければならない。
- (6) 未収金
 - ・本連盟の収入で、当該事業年度末日までに入金されていないものることをいう。
- (7) 前払い金
 - ・予算に計上された経費または計上されることが確実な経費で、当該事業年度開始以前に支払いを行うものることをいう。

2 負債科目及びその扱いを以下の通りとする。

- (1) 未払い金
 - ・本連盟の支出で、当該事業年度末日までに支払いがされていないものることをいう。
- (2) 前受け金
 - ・翌事業年度の収入で、当該事業年度中に入金されたものることをいう。
- (3) 預かり金
 - ・本連盟以外の収入または資産であり、一時的に本連盟名義の収支の中に存在するものることをいう。
- (4) 借入金
 - ・本連盟が、金融機関または関係団体から借り入れたものることをいう。
 - ・借り入れを起こす場合は、原則として事前に理事会の承認を受けなければならない。

第11条 収入費目・支出費目

1 一般会計の収入費目及びその扱いを以下の通りとする。

- (1) 加盟費
 - ・定款第40条2項(1)、本細則第2条1項(1)のとおり。
- (2) 登録費
 - ・定款第40条2項(2)、本細則第2条1項(2)のとおり。
- (3) 受取利息
 - ・預金及び貯金の利息のことをいう。
- (4) 収益
 - ・収益とは、トーナメント、新人戦及びリーグ戦の収益のことをいう。
- (5) インカレ協力費
 - ・インカレ協力費とは、本連盟が全日本大学バスケットボール選手権大会（以下、インカレ）を主管した場合に、全日本大学バスケットボール連盟（以下、日学）より支払われるものることをいう。
- (6) 運営協力費
 - ・定款第40条2項(5)、本細則第2条1項(5)のとおり。
- (7) ホームページ運営費分担金
 - ・定款第40条2項(6)、本細則第2条1項(6)のとおり。
- (8) 広告収入
 - ・広告収入とは、看板及びプログラム等に広告を掲載するために、企業より支払われた代金のことをいう。
 - ・広告料の金額は、【広告掲載に関する細則】のとおり。
- (9) 雑収入
 - ・雑収入とは、前記(1)から(8)の項目以外の収入のことをいう。

2 一般会計の支出費目及びその扱いを以下のとおりとする。

- (1) 会議費
 - ・会議費とは、社員総会、理事会及び本連盟役員または定款第47条「学生役員」（以下、学生役員）が招集する会議に関わる費用のことをいう。
 - ・会議場及び食事の数は、招集した責任者が決定する。
 - ・会議場及び食事の手配は、事前に総務部長の承認を経なければならない。
- (2) 交通費
 - ・交通費とは、本連盟役員及び学生役員に支給する交通費のことをいう。
 - ・本連盟役員には、理事会出席のための交通費を支給する。
 - ・学生役員には、当該学生が通う主たるキャンパスから主たる事務所までの路線から当該学生が所持する通学定期の路線を除き、その区間の最も低い交通費に当該学生が主たる事務所に来た日数を乗じた金額を支給する。ただし、当該区間の1ヶ月の定期乗車券代相当額を上限とする。
 - ・財務部長の認める実務に関する交通費は、別途実費を支給する。
- (3) 交際費
 - ・交際費とは、会長及び理事長が認める個人または団体の慶弔に関わる費用のことをいう。

- ・慶事とは、祝勝会及び記念行事等のことをいう。
 - ・交際費の金額は、会長及び理事長が都度決定する。
- (4) 通信費
- ・通信費とは、主たる事務所の固定電話、本連盟の携帯電話、郵便、宅配便及びSNS接続等の費用のことをいう。
- (5) 強化費
- ・強化費とは、本連盟を代表する及び選抜されたスタッフ及び選手の技術力向上を目的に行う事業の費用のことをいう。
- (6) 記念事業費
- ・記念事業費とは、本連盟が主催して行う記念事業に関わる費用のことをいう。
- (7) 事務所維持費
- ・事務所維持費とは、主たる事務所を維持するための地代家賃、水道光熱費、リース料等のことをいう。
 - ・地代家賃は、主たる事務所を共有する日学及び関東大学女子バスケットボール連盟（以下、関女）と按分して負担する。按分比率は本連盟の理事長が日学及び関女の理事長と協議して決定する。
- (8) 給与手当
- ・給与手当とは、主たる事務所に勤務するもののへの給与のことをいう。
 - ・給与手当は、主たる事務所を共有する日学及び関東大学女子バスケットボール連盟（以下、関女）と按分して負担する。按分比率は本連盟の理事長が日学及び関女の理事長と協議して決定する。
- (9) 審判育成費
- ・審判育成費とは、本連盟に所属する学生審判員の育成に関わる費用のことをいう。
- (10) ホームページ運営費
- ・ホームページ運営費とは、本連盟ホームページ（以下連盟HP）の運営管理に関わる費用のことをいう。
- (11) 事務用品費
- ・事務用品費とは、本連盟運営のための事務遂行に関わる備品及び消耗品の購入費用のことをいう。
- (12) 親睦費
- ・親睦費とは、本連盟内及び関係団体との親交を深めるために開催される懇親会及び親睦会等に関わる費用のことをいう。
 - ・飲食を伴う集会は、原則として会費を徴収する。会費の金額は会長、理事長、総務部長または財務部長が都度決定する。
- (13) 保険料
- ・保険料とは、本連盟が主催する大会及び事業に関わる保険費用のことをいう。
- (14) 租税公課
- ・租税公課とは、本連盟が支払う税金のことをいう。
- (15) 顧問料
- ・顧問料とは、本連盟の財務に関わる税理士・会計士等に支払う顧問報酬のことをいう。
- (16) 雜費
- ・雑費とは、前記（1）から（15）項目以外の支出のことをいう。

3 大会等の収入費目及びその扱いを以下のとおりとする。

- (1) 参加費
- ・定款第40条2項（3）、本細則第2条1項（3）のとおり。
- (2) 特別分担金
- ・定款第40条2項（4）、本細則第2条1項（4）のとおり。
- (3) 当日入場料
- ・当日入場料とは、当日入場券の売上代金のことをいう。
 - ・当日入場券の金額は、次のとおりとする。
「トーナメント」（一般・大学：1000円、中高生：500円、チーム券：500円）
「新人戦」（一般・大学：1000円、中高生：500円、チーム券：500円）
「リーグ戦1部」（一般・大学：1000円、中高生：500円、チーム券：500円）
「リーグ戦2部」（一般・大学：800円、中高生：400円、チーム券：400円）
「リーグ入替戦」（一般・大学：500円、中高生：無料、チーム券：なし）
- (4) プログラム売上
- ・プログラム売上とは、会場でのプログラム売上代金のことをいう。
 - ・プログラム価格は、大会ごとに理事会で決定する。
 - ・会場以外でのプログラム売上代金は、一般会計の雑収入に計上する。
- (5) 広告収入

- ・本細則第11条1項（8）のとおり。
- (6) 放映権料
 - ・放映権料とは、本連盟が主催する大会等をテレビジョン及びSNS等で放映する際の権利金のことをいう。
- (7) 運営外収入
 - ・運営外収入とは、本連盟主催の大会の全部または一部を、他団体の主管で運営された場合に生じた収益のことをいう。
- (8) 雑収入
 - ・雑収入とは、前記（1）から（7）の項目以外の収入のことをいう。

4 大会等の支出費目及びその扱いを以下のとおりとする。

- (1) 会場費
 - ・会場費とは、会場使用料及びそれに準ずる費用ならびに会場に関わる備品や消耗品の費用のことをいう。
- (2) 会場責任者費
 - ・会場責任者費とは、競技部の決めた会場責任者に支払う交通費のことをいう。
 - ・会場責任者費は、原則として1試合あたり500円とする。
- (3) 交通費
 - ・交通費とは、本連盟役員及び学生役員に支給する、当該役員の自宅から会場までの最低価格の経路の交通費のことをいう。
 - ・本連盟役員には、会長または理事長または財務部長が認めたものについてのみ交通費を支給する。
 - ・学生役員には、当該学生役員の自宅から会場までの交通費を支給する。
 - ・タクシーの使用は、事前に総務部長または財務部長の承認を経なければならない。
 - ・総務部長または財務部長の認める実務に関する交通費は、別途実費を支給する。
 - ・学生役員には補食費を支給する。
 - ・補食費は、原則として1日あたり1,500円とし、実労働時間が8時間以上となつた場合は3,000円とする。
- (4) 審判交通費
 - ・審判交通費とは、会場までの交通費と審判謝礼のことをいう。
 - ・交通費は会場までの実費を支給し、上限を10,000円とする。ただしS級審判員に関してはその限りではない。
 - ・S級以外の審判員に限度額を超えて支給する場合は、事前に財務部長の承認を経なければならない。
 - ・審判謝礼は、資格別に次のとおりとする。
 - S級 5,000円
 - A級 4,000円
 - B級 3,000円、(学生審判は 1,500円)
 - C級 なし
- (5) 印刷費
 - ・印刷費とは、外部に発注する大会等に関わる印刷物の費用のことをいう。
- (6) 表彰費
 - ・表彰費とは、大会等で使用する表彰物の費用のことをいう。
- (7) 競技用品費
 - ・競技用品費とは、大会等で使用する競技に関わる備品及び消耗品のことをいう。
- (8) テレビ放映費
 - ・テレビ放映費とは、大会等の放映にあたり当該放送局に支払う費用のことをいう。
- (9) 保険料
 - ・保険料とは、大会等に関わる保険の費用のことをいう。
- (10) 納付金
 - ・納付金とは、本連盟が主催する大会の開催にあたり支払う、JBAへの納付金のこと
 - をいう。
- (11) 通信費
 - ・通信費とは、大会等に関わる、郵便、宅配便及びSNS接続等の料金のことをいう。
- (12) 親睦費
 - ・本細則第11条2項（12）のとおり。
- (13) 3部以下運営費
 - ・3部以下運営費とは、リーグ戦3部以下運営を円滑に行うための費用のことをいう。
- (14) 宿泊費
 - ・宿泊費とは、大会等に関わる理事または学生役員の宿泊費のことをいう。
 - ・理事または学生役員が宿泊をする場合は、事前に総務部長または財務部長の承認を経なければならない。
- (15) 記念事業費

- ・記念事業費とは、本連盟が主催する大会等の記念事業に関わる費用のことをいう。
- (16) 雜費
 - ・雑費とは、前記(1)から(15)の項目以外の支出のことをいう。

第12条 遠征、キャンプ、合宿、練習

遠征、キャンプ、合宿、練習（以下、遠征等という）に関わる費目及びその取扱いを以下のとおりとする。

- (1) 大会参加費
 - ・大会参加費とは、参加する大会の主催団体に対して支払う参加費のことをいう。
- (2) 渡航費
 - ・渡航費とは、遠征等の渡航に関わる航空運賃または船賃のことをいう。
 - ・渡航の手配に関しては、総務部長が統括する。
- (3) 国内宿泊費
 - ・国内宿泊費とは、遠征等に関わる日本国内の宿泊代のことをいう。
 - ・宿泊の手配に関しては、総務部長が統括する。
- (4) 国外宿泊費
 - ・国外宿泊費とは、遠征等に関わる日本国外の宿泊代のことをいう。
 - ・宿泊の手配に関しては、総務部長が統括する。
- (5) 食費
 - ・食費とは、宿泊費に含まれない食事代のことをいう。
- (6) 副食費
 - ・副食費とは、食事の量または質が明らかに不足していると認められる場合に支給する補食費のことをいう。
 - ・副食費の執行に関する判断は、団長が行う。
 - ・副食費は、一人あたり一日3,000円以内とする。
- (7) 国内交通費
 - ・国内交通費とは、遠征等に参加する役員、スタッフ及び選手の、遠征等のために集合した場所から解散する場所まで及び遠征等に関わる合宿ならびに練習会場までの、日本国内における交通費のことをいう。
 - ・交通手段の手配に関しては、総務部長が統括する。
- (8) 国外交通費
 - ・国外交通費とは、遠征等に参加する役員及びスタッフならびに選手の、日本国外における交通費のことをいう。
 - ・交通手段の手配に関しては、総務部長が統括する。
- (9) 運搬費
 - ・運搬費とは、遠征等に関わる荷物の運搬費用のことをいう。
- (11) レセプション費
 - ・レセプション費とは、遠征等で参加する大会の主催団体または主催者が開催する集会の会費等のことをいう。
- (12) 記念品費
 - ・記念費とは、遠征等に関わる記念品代および土産代のことをいう。
- (13) 施設利用費
 - ・施設利用費とは、遠征等で使用する体育館等の利用料のことをいう。
- (14) 競技用品費
 - ・競技用用品費とは、遠征等で使用する競技用品の購入代のことをいう。
- (15) 消耗品費
 - ・消耗品費とは、遠征等に関わる消耗品の購入代のことをいう。
- (16) ウェア一費
 - ・ウェア一費とは、遠征等に関わるユニフォーム等の製作代のことをいう。
 - ・ウェア一製作に関しては、総務部長が統括する。
- (17) 通信費
 - ・通信費とは、遠征等に関わる通信代のことをいう。
- (18) 保険料費
 - ・保険料費とは、遠征等に関わる保険料のことをいう。
- (19) 謝礼費
 - ・謝礼費とは、遠征等に関わる謝礼代のことをいう。
- (20) 手数料費
 - ・手数料費とは、遠征等に関わる手数料代のことをいう。
- (21) 雜費
 - ・雑費とは、前記(1)から(20)の項目以外の支出のことをいう。

第13条 資産

- 1 本連盟が所有する取得価格（税抜）100,000円相当以上の資産は、資産台帳に登録した上で、当該資産に「資産管理番号」を貼付するものとする。
- 2 資産台帳に登録された資産は、学生委員長が管理するものとする。
- 3 資産台帳は、財務担当学生役員が管理し、主たる事務所で保管するものとする。
- 4 資産台帳に登録された資産の廃棄は、総務部長及び財務部長の承認を経なければならぬ。
- 5 本連盟が所有する資産に事故等が生じた場合、総務部長及び財務部長は理事会に報告し、理事会において当該事故等に重大な責任が認められた者は、当該資産の取得価格（税込）と同等金額を本連盟に賠償しなければならない。

第14条 財務部長と財務副部長の就任と任期

- 1 同じ者が連続して財務部長に就任する場合は、連続した任期は2期4年以内とする。
- 2 同じ者が連続して財務副部長に就任する場合は、連続した任期は2期4年以内とする。
- 3 財務副部長が連続して財務部長に就任することは妨げないものとする。
- 4 財務部長が連続して財務副部長に就任することは出来ないものとする。

第15条 改廃

本細則の改廃を行う場合は、理事会で出席者の過半数の賛成を必要とする。

附則

この細則は、平成29年4月10日に成立し、平成29年6月25日より施行する。